

地域林政アドバイザー活用推進要綱

平成 29 年 7 月 31 日（29 林整計第 141 号）制定
平成 30 年 3 月 30 日（29 林整計第 570 号）一部改正
平成 31 年 4 月 5 日（31 林整森第 2 号）一部改正
令和 2 年 3 月 2 日（元林整森第 168 号）一部改正

第 1 趣旨

民有林行政において、地域に密着した行政主体である市町村の役割は、平成 10 年の森林法改正における市町村森林整備計画制度の拡充や、森林施業に関する権限の市町村長への委譲など、年々重要性を増しており、その内容も徐々に高度化して現在に至っている。

また、平成 28 年 5 月の森林法改正においては、林業の成長産業化に向けた川上側の対策として、所有者・境界不明に対応するための林地台帳の作成、シカ被害防止対策としての鳥獣害防止森林区域の設定、再造林対策としての伐採後の造林報告制度の創設など、市町村の役割はさらに重要となっている。

さらに、平成 30 年 5 月の森林経営管理法の成立により、市町村がその区域内に存する森林について経営管理の確保を図る森林経営管理制度が創設され、経営管理が行われていない森林について経営管理を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は民間事業者に委ねる等の措置を講ずることとされたところである。

一方、市町村の森林・林業行政の体制は、専任の林務担当者が不在であることも多い上、専門的知見を有する者も限られるなど、マンパワー・知識ともに不足している状況にある。今後、森林資源の成熟を、地域の林業・木材産業の成長産業化、地方創生につなげていくためには、林業技術者の活用により市町村の森林・林業行政を支援する体制を構築することが必要である。

このようなことを踏まえ、第 2 以下に掲げる地域林政アドバイザーを活用した取組の積極的な推進を図るものである。

第 2 対象

(1) 「地域林政アドバイザー」

この要綱における「地域林政アドバイザー」とは、以下の①及び②に該当する者をいう。

① 市町村又は都道府県から委嘱状の交付等による委嘱を受けて地域林政支援活動に従事する者又は法人に在籍して市町村又は都道府県からの委託業務として地域林政支援活動に従事する者であること。

② 以下のいずれかに該当する者であること。

ア 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む。）

イ 技術士（森林部門）

- ウ 林業技士
- エ 認定森林施業プランナー
- オ 地域に精通する者等であって、林野庁が実施する研修（市町村林務担当者研修（地域林政アドバイザー）等）を受講する者又はそれに準ずると林野庁が認める研修を受講する者

（２）「地域林政支援活動」

この要綱における「地域林政支援活動」とは、森林・林業行政に関する知識・経験を基に、市町村の林務担当者や地域の林業関係者への指導・助言等を通じて市町村の森林・林業行政を支援する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。なお、あくまで施策の企画立案や林業関係者等への指導・助言といった政策に関わる活動を対象としており、単なる巡視などの単純な活動は対象としない。

【地域林政支援活動の例】

- ① 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- ② 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- ③ 森林経営計画の認定の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ④ 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- ⑤ 伐採・造林の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ⑥ 路網の整備・管理計画の策定の指導・助言
- ⑦ 民有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
- ⑧ 森林 GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス（新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新）への助言 等

第３ 事業概要

森林整備の推進による森林の公益的機能の維持・増進、地域の林業・木材産業の発展を図るため、森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者による市町村の森林・林業行政の支援を推進する。

（１）地域林政アドバイザー

地域林政アドバイザーは、市町村又は都道府県の委嘱、若しくは市町村又は都道府県からの業務委託を受けて、地域林政支援活動を行う。

（２）市町村又は都道府県

市町村又は都道府県は、募集等により地域林政アドバイザーとする者を決定し、当該者を地域林政アドバイザーとして委嘱又は当該者の在籍する法人に業務委託し、地域林政支援活動に従事させる。

また、都道府県は必要に応じ、地域林政アドバイザーの候補となる林業技術者の情報を収集するとともに、当該情報を市町村に提供する。

（３）林野庁

林野庁は、地域林政アドバイザーの候補となる林業技術者の情報や先進事例・優良事例を都道府県を通じて市町村に提供する。また、地域林政アドバイザーの

能力向上に必要な研修を実施する。

第4 取組推進にあたっての留意事項

- (1) 地域林政アドバイザーを活用した取組は、市町村又は都道府県が自主的・主体的に実施するものであり、その取組に当たり、総務省において、雇い上げや委託に要した経費について、特別交付税措置を講ずることとされていること。
- (2) 市町村又は都道府県は、以下のア～ウに適切に対応すること。
 - ア 地域林政アドバイザーが円滑に業務に従事できるよう、研修機会の確保等、必要な配慮を行うこと。
 - イ 地域林政アドバイザーの委嘱又は業務委託を行った場合は、当該年度の地域林政アドバイザーの活用報告書を別紙様式1により作成し、翌年度4月末までに都道府県を經由して林野庁へ提出すること。
 - ウ 地域林政アドバイザーの活用にあたって、林野庁又は都道府県に対して林業技術者等の情報提供を希望する市町村は、地域林政アドバイザー活用計画書を別紙様式2により作成し、都道府県へ提出すること。また、林野庁に対して林業技術者等の情報提供を希望する都道府県は、地域林政アドバイザー活用計画書を林野庁へ提出すること。

第5 その他

市町村又は都道府県は、法人から派遣等された者に委嘱する場合又は法人に業務委託を行う場合に、当該法人と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務については、委嘱を受ける者を従事させない、又は、法人へ委託する業務から外すなど、公正な職務執行を確保するために必要な配慮を行うこと。

附 則（平成30年3月30日付け29林整計第570号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月5日付け31林整森第2号）

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則（令和2年3月2日付け元林整森第168号）

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

また、この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した取組にあつては、なお従前の例によることとする。

(別紙様式1)

地域林政アドバイザー活用報告書

1 都道府県・市町村名 : ○○県 ○○市

2 地域林政アドバイザーの人数 : 名

3 地域林政アドバイザーの従事状況

氏名	従事した業務の内容	資格等の内容	従事形態	委嘱又は委託の期間

※ 地域林政アドバイザーが複数の場合は、行を追加してアドバイザー毎に記載。

※ 「従事した業務の内容」欄は、具体的に記載すること。

※ 第2(1)②オに該当する者は、「資格等の内容」欄に、研修の受講状況を記載すること。

(別紙様式2)

地域林政アドバイザー活用計画書

1 都道府県・市町村名 : ○○県 ○○市

2 地域林政アドバイザーの従事する業務内容

3 地域林政アドバイザーの人数 : 名

4 形態

市町村又は都道府県による雇用・ 法人への業務委託

5 地域林政アドバイザーの雇用条件等 (見込みで可)

勤務時間・ 日数等	(例) 勤務日数は週○日間、勤務時間は△時～□時 等
雇用形態・期間	(例) ○○○○職員の地域林政アドバイザーとして町長が委嘱 委嘱期間は○年○月○日～△年△月△日 等
給与・賃金等	(例) 月額 ……円、一日あたり……円 等
待遇・福利厚生等	(例) 兼業の扱い、社会保険等の扱い、パソコン・公用車貸与等
審査方法	(例) 面接、選考結果の報告 等

6 担当部局

(例) ○○市○○課○○係 (担当: ○○)

電話: ×××-×××-××××